

令和 7 年 12 月 2 日
大阪市平野区役所

大阪市平野区利用者支援専門員及び子育てネットワーク強化支援員
(会計年度任用職員) 任用候補者募集要項

1 任用区分・採用予定人数・業務内容・受験資格

任用区分 採用予定人数	利用者支援専門員 1 名程度	子育てネットワーク強化支援員 1 名程度
業務内容	「大阪市利用者支援事業実施要綱」に基づき、平野区役所保健福祉課において、子ども又はその保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整等、利用者支援事業（基本型）の業務を行う。 （それぞれの業務には必要に応じて自転車を利用する） （１）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約・提供、相談、利用支援等に関する業務 （２）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整等に関する業務 （３）利用者支援事業に関する広報・啓発に関する業務 （４）子育て支援に関する新たな地域資源の開発及び情報収集に関する業務 （５）その他利用者支援事業に関する業務	「ももいろ子育てねっと・ひらの実施要綱」に基づき、平野区役所保健福祉課において、平野区における子育て支援の充実を目指し、関係機関との連絡調整、連携協働及び地域資源の開発等、利用者支援事業（基本型）の業務を行う。 （それぞれの業務には必要に応じて自転車を利用する） （１）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約・提供、相談、利用支援等に関する業務 （２）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等と提供している関係機関との連絡・調整等に関する業務 （３）利用者支援事業に関する広報・啓発に関する業務 （４）子育て支援に関する新たな地域資源の開発及び情報収集に関する業務 （５）その他利用者支援事業に関する業務
受験資格	次の各号のいずれかに該当し、かつ、地方公務員法第 16 条各号に該当しない者で、Word、Excel、Outlook など、パソコンソフトの基本的な操作ができる者。 また、日本国籍を有しない方も受験できます。なお、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。 （１）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 （２）社会福祉士 （３）4 年以上社会福祉に関する業務に従事した者 （４）受験資格（１）から（３）に準ずる者であって、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者	

※合格者は、受験資格・希望確認票の任用区分に基づき、いずれかに配置します。

(参考) 地方公務員法 第 16 条 抜粋

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

ただし、本市が認める場合に限り、任用期間を 2 回まで更新する場合があります。(最長で令和 11 年 3 月 31 日まで)

3 勤務条件

【勤務場所】 大阪市平野区役所保健福祉課 (子育て支援室)

【勤務日数】 1 日 7 時間 30 分勤務 週 4 日

【勤務時間】 午前 9 時から午後 5 時 15 分

必要に応じて時間外勤務に従事していただきます。

【休憩時間】 午後 0 時 15 分から午後 1 時までの 45 分

【休日】 土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) 及び週 1 日平野区役所子育て支援担当課長が指定する曜日

【休暇】 会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。
年次有給休暇 12 日

特別休暇 (有給) 夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇 等

特別休暇 (無給) 生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護休暇※1、短期介護休暇※1、ドナー休暇 ※1:別途取得要件有

【報酬等】 月額 176,436 円～222,372 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記の他に通勤手当、期末・勤勉手当、勤務実績に応じた手当 (超過勤務手当等) が支給されます。

※期末・勤勉手当は、1 年目は約 3.643 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目は 4.65 月分となります。

※報酬等は募集時点のものです。給与改定等により採用時には変更される場合があります。

【社会保険等】 共済組合 (短期組合員)、厚生年金、雇用保険

【服 務】地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

【そ の 他】受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

4 選考方法

論文試験及び口述試験を行います。

（１）論文試験

子育て支援に関する知識、一般的な課題に対する理解力、文章構成力及び表現力等

（２）口述試験

主として人物について面接により行います。

5 選考日時及び選考会場

日 時：令和８年１月１７日（土曜日） 午前９時３０分集合

場 所：平野区役所５階

詳細については、受付終了後に発送する「受験案内」により通知します。なお、令和８年１月１３日（火曜日）になっても「受験案内」が届かない場合は、「１０ 問い合わせ先」までご連絡ください。

持ち物：筆記用具

6 申込方法

次のア～オの書類を原則、郵便等で送付してください。

【提出書類】

ア 平野区役所利用者支援専門員及び子育てネットワーク強化支援員（会計年度任用職員）任用候補者登録試験受験申込書（様式１） １通

※過去３か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。

イ 申立書（様式２） １通

ウ 受験資格・希望確認票（様式３） １通

エ 「受験資格」の確認できるもの（資格証の写し等）

オ 「受験案内」送付用の定型封筒（長形３号） １通 ※宛先を明記し１１０円切手を貼付

※ア、イ及びウは本市所定の様式に限ります。所定の様式は大阪市平野区役所ホームページからの取得もしくは平野区役所保健福祉課（３階３３番窓口）での配布となります。

【受付期間】

令和７年１２月２６日（金曜日）まで（当日必着）

【提出先】

〒547-8580

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市平野区役所保健福祉課（子育て支援）

封筒に「利用者支援専門員及び子育てネットワーク強化支援員受験申込書在中」と朱書きすること

※原則、簡易書留で送付してください。簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

※持参を希望される場合は、事前に「10 問い合わせ先」へ連絡いただき、区役所開庁時間内（9:00～17:30 まで）に平野区役所3階33番窓口へご提出ください。

※提出書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

7 結果の発表

試験結果については、令和8年1月26日（月曜日）付けで受験者全員に郵送により通知します。可否に関する電話等での問い合わせには応じません。

8 任用の方法及び時期

- （1）合格者のうち上位の者から必要な人数を令和8年4月1日付け任用予定者として決定し、本人に内定通知します。
- （2）その他の合格者については補欠合格として本人に通知し、任用候補者として任用候補者名簿に登録します。なお、任用候補者名簿の有効期間は、任用候補者登録試験の合格発表の日から令和9年2月28日までとなりますが、採用辞退や令和8年度途中の欠員が発生しない場合は、結果として任用されません。
- （3）内定が決定した任用予定者については、別途履歴書（本市指定様式）及び受験資格にかかる資格証明書等を提出していただきます。

9 その他

- （1）この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- （2）受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- （3）受験資格の欠格および内容の虚偽が判明した場合は合格を取り消します。
- （4）本採用は令和8年度予算の発効をもって有効とします。募集開始時点では令和8年度予算は成立していませんので、今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。

10 問い合わせ先

大阪市平野区役所保健福祉課（子育て支援）（担当：吹越・井上・北山）

〒547-8580

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

電話番号 06-4302-9936